



久保田 美洋 議員

産業廃棄物の 不法投棄について

池田町北部の空地に、産業廃棄物（大理石・古木・廃プラスチック・がれき・コンクリート破片等）の不法投棄が発生。地権者・不法投棄者・警察・岐阜県の関わり合い等と、産業廃棄物の処理対応と現地の安全管理、並びに、空地の早期原状回復は。

粗大ゴミ等の搬入量

(単位:t)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
金属性粗大ごみ	46.80	57.16	68.44
可燃性粗大ごみ	44.03	96.11	67.07
布団・絨毯類	8.25	8.50	13.55
瓦礫類	7.94	21.66	26.02
その他不燃物 (ガラス・陶磁器類)	89.96	110.54	94.66
廃乾電池	7.23	7.46	7.06
廃蛍光灯	1.99	1.92	1.77
ごみ総搬入量	206.20	303.35	278.57



池田町北部の空地に、産業廃棄物
(大理石・古木・廃プラスチック・古タイヤ等)

町長

町内に於いて不法投棄が治まらないのが実情。不法投棄は、住民・土地所有者から環境課に通報後、現地確認。悪質な場合、県事務所環境課・警察に通報。農地の場合は、農業委員会の立ち合いを実施。

不法投棄物の処理は、捜査と連動して廃棄物の分別・重量計量を行い、処理費用は行為者負担。原状回復は、県警察・町の指示により、行為者が行う。安全管理は、池田町として、土地・環境を守って行く情勢づくりと、町・県・警察との連携、地域の皆さんと連携を取り、同様な事案が起らない様に、監視を続ける事が大切。

ソーラー発電の 設置について

太陽光発電は、どこの土地に設置しても良く、自然環境に優しい再生可能エネルギー。太陽光発電による住民の日常生活にトラブルが起る事件も発生。町内の太陽光発電・施工状況・発電容量と、池田町の太陽光発電に関する設置手続きは。

町長

太陽光発電の申請は、平成25年から令和2年までの8年間に82件・7万㎡。発電容量は、平成27年以降の5年間の集計で、4,653kw。太陽光発電の設置は、騒音・反射光・振動・景觀・動植物の生態系・人と自然のふれあいの場の7項目について検討。

池田町の開発申請は、厳しく指導をしながら、指導を守られない方について、慎重に指導、対応し、地域を守っていく事が大切。

農地転用許可申請の目的が、太陽光発電の設置と成り、所定手続きを行う。工事に伴う地域の同意書は法定添付書になって居ない。